

岩手県告示第397号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、平成24年岩手県医療機能調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

平成24年6月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 本県における医療提供に関する実態を把握し、医療計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 平成24年4月1日現在において県内に開設する病院、一般診療所（特定の者を対象とする医務室（自衛隊、企業、特別養護老人ホーム等に設置された医務室をいう。）及び保健所を除く。）、歯科診療所及び薬局（以下「医療機関等」という。）について調査を行う。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 開設者、医師数、従事者数、外来・入院患者数、検査実施件数等医療機関等における基本的事項
 - イ がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の診療状況に関する事項
 - ウ その他調査の目的を達成するために必要と認める事項
 - (2) 基準となる期日又は期間 平成24年6月1日又は平成23年11月1日から平成24年4月30日まで
- 4 報告を求めるもの 医療機関等の開設者又は管理者（以下「報告義務者」という。）
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する調査票に報告義務者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
- 6 報告を求める期間 平成24年6月1日から同月30日まで